

公益社団法人日本地震工学会 研究委員会運営規程

2012年12月7日制定

(目的)

第1条 研究委員会は、地震工学分野およびそれに関連する分野の課題の研究を推進し、社会の地震防災性向上に貢献することを目的とする。

(構成)

第2条 研究委員会の委員は会員からの公募および研究統括委員会、研究委員会委員長の推薦による。

- 2 研究委員会の委員長は委員の互選または研究統括委員会の推薦による。
- 3 選任された委員長は、研究委員会の目的、事業、設置期間および構成等の案（「研究委員会設置案」という）を研究統括委員会に提出する。
- 4 研究委員会は必要に応じて副委員長、幹事等を置くことが出来る。副委員長、幹事等は委員長の指名による。

(設置の期間)

第3条 研究委員会の設置期間は原則として3年以内とする。

(委員の任期)

第4条 研究委員会の委員の任期は、委員会の設置期間に準じ、原則として3年以内とする。ただし委員会が3年以上継続する場合には重任を妨げない。

(開催)

第5条 研究委員会は委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

(小委員会等)

第6条 研究委員会は、研究統括委員会の承認を得て、必要に応じて小委員会、部会等（以下「小委員会」という）を設置することができる。

- 2 小委員会等の委員長、委員、幹事等は、原則として小委員会等を設置する研究委員会の委員長の指名により選任する。

(内規)

第7条 研究委員会は、委員会の運営等に関する事項を内規に定め、研究統括委員会に諮り、承認を得なければならない。

(研究成果の公表、普及)

第8条 研究委員会は、報告会等を通じ活動の成果を広く会員や社会に周知し、地震工学に関する知見の普及に努めなければならない。

(活動及び収支決算報告)

第9条 研究委員会は毎年度末に当該年度の研究活動内容及び収支決算を研究統括委員会に諮り、承認を得なければならない。

(事業計画および予算)

第10条 研究委員会の委員長は毎年度末に次年度の事業計画(案)および予算(案)を研究統括委員会に提出しなければならない。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は研究統括委員会に諮り、承認を得なければならない。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。